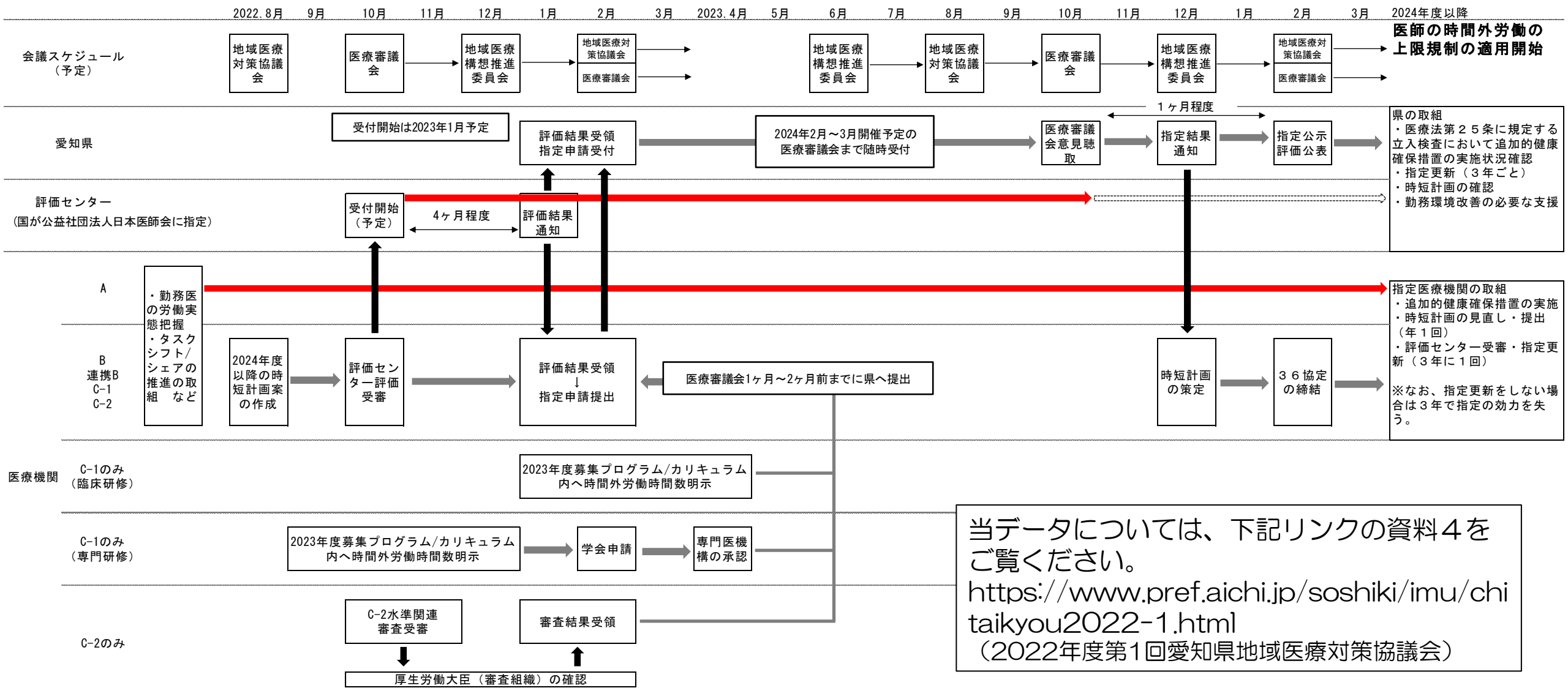


愛知県への指定申請について

—特定労務管理対象機関（B・連携B・C-1・C-2水準）の
指定に係る手続きの流れ—

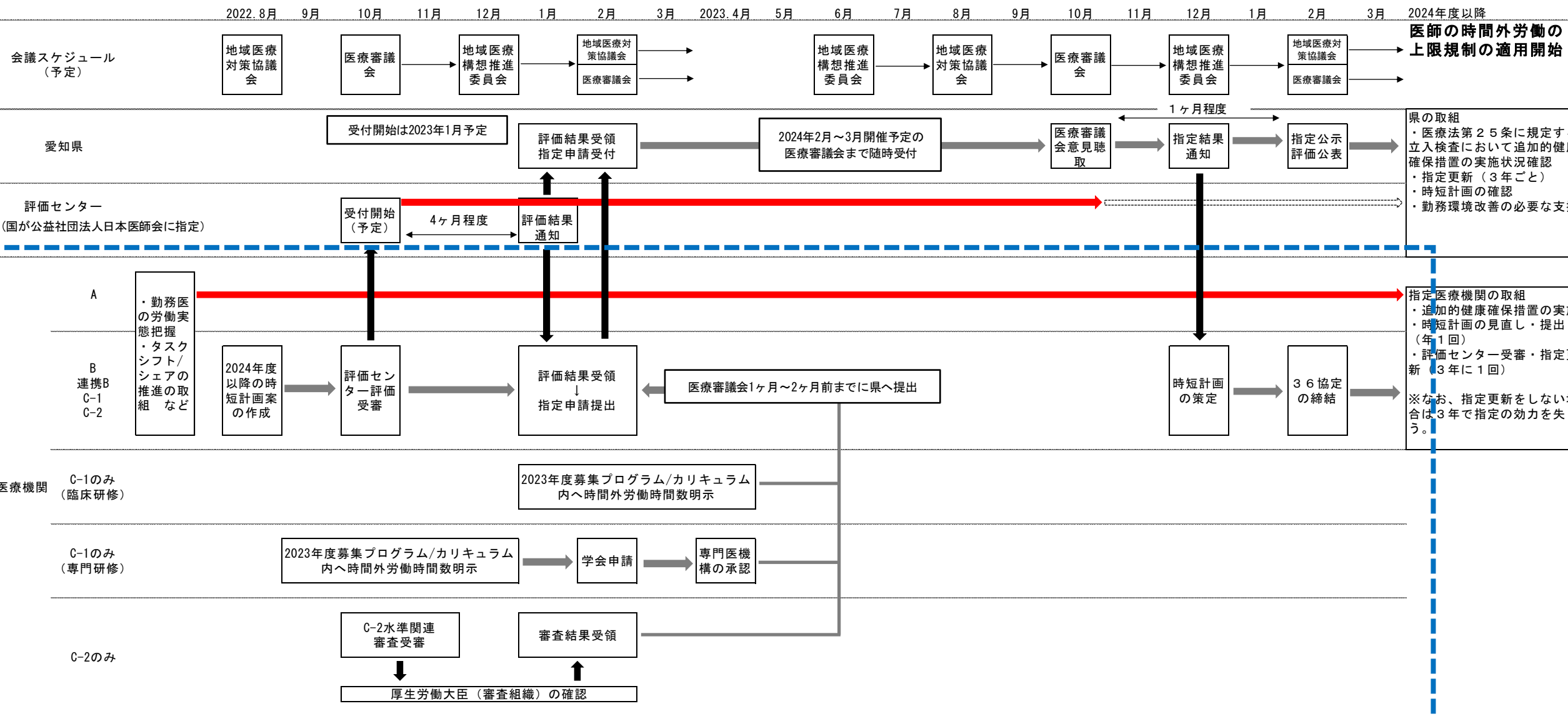
愛知県保健医療局健康医務部
医務課地域医療支援室医師確保推進グループ

手続きの流れ



当データについては、下記リンクの資料4をご覧ください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/chi-taikyou2022-1.html>
 (2022年度第1回愛知県地域医療対策協議会)

医療機関で行うこと



時短計画：医師労働時間短縮計画
 評価センター：医療機関勤務環境評価センター

B・連携B・C-1・C-2水準の指定をする医療機関で行うこと

共通

- ①令和6年度以降の時短計画案の作成
- ②評価センターの評価を受審（審査料：33万円）
 - ※評価センター受審時には指定を受ける水準を明らかにしてください。
必要書類を受理してから順調に進んだ場合、4ヶ月程度です。
中間報告となった場合は、一旦評価がストップします。
- ③評価センターの評価結果受領後、県へ指定申請
 - ※指定申請から指定結果の通知まで長期となる場合があります。
申請のタイミングと医療審議会の時期によって、期間は変わります。
- ④指定結果の受領後、時短計画の策定
- ⑤36協定の締結、労基署への届出（令和6年度までに）

C-1水準の指定をする医療機関で追加で行うこと

◆臨床研修

- ・令和5年度募集プログラム/カリキュラム内へ時間外・休日労働の想定最大時間数、当直・日直回数、時間外・休日労働の前年度実績数を明示し、令和5年4月30日を締め切りとする年次報告（予定）にて県へ提出。

◆専門研修

- ・令和5年度募集プログラム/カリキュラム内へ時間外・休日労働の想定最大時間数、当直・日直回数、時間外・休日労働の前年度実績数を明示し、学会審査、専門医機構審査を経て、認定される。

◇評価センター受審時に年次報告が済んでいる、専門研修が認定されている必要はございませんが、県への指定申請時には必要です。

(補足) 臨床研修・専門研修プログラムの基幹施設で行うこと

◇臨床研修・専門研修プログラム/カリキュラム内への時間外・休日労働時間数の明示については、C-1水準の指定を受けないプログラムでも明記する必要があります。

◇プログラムへの明示については、研修医・専攻医の所属先に限らず、プログラムの基幹施設が、各協力病院や各連携施設をとりまとめて報告してください。

C-2水準の指定をする医療機関で追加で行うこと

①技能研修計画（個人ごと）、医療機関申請書（分野ごと）を作成

②審査受審（厚生労働大臣（審査組織）の確認）

※審査の申請は電子申請となる予定です。

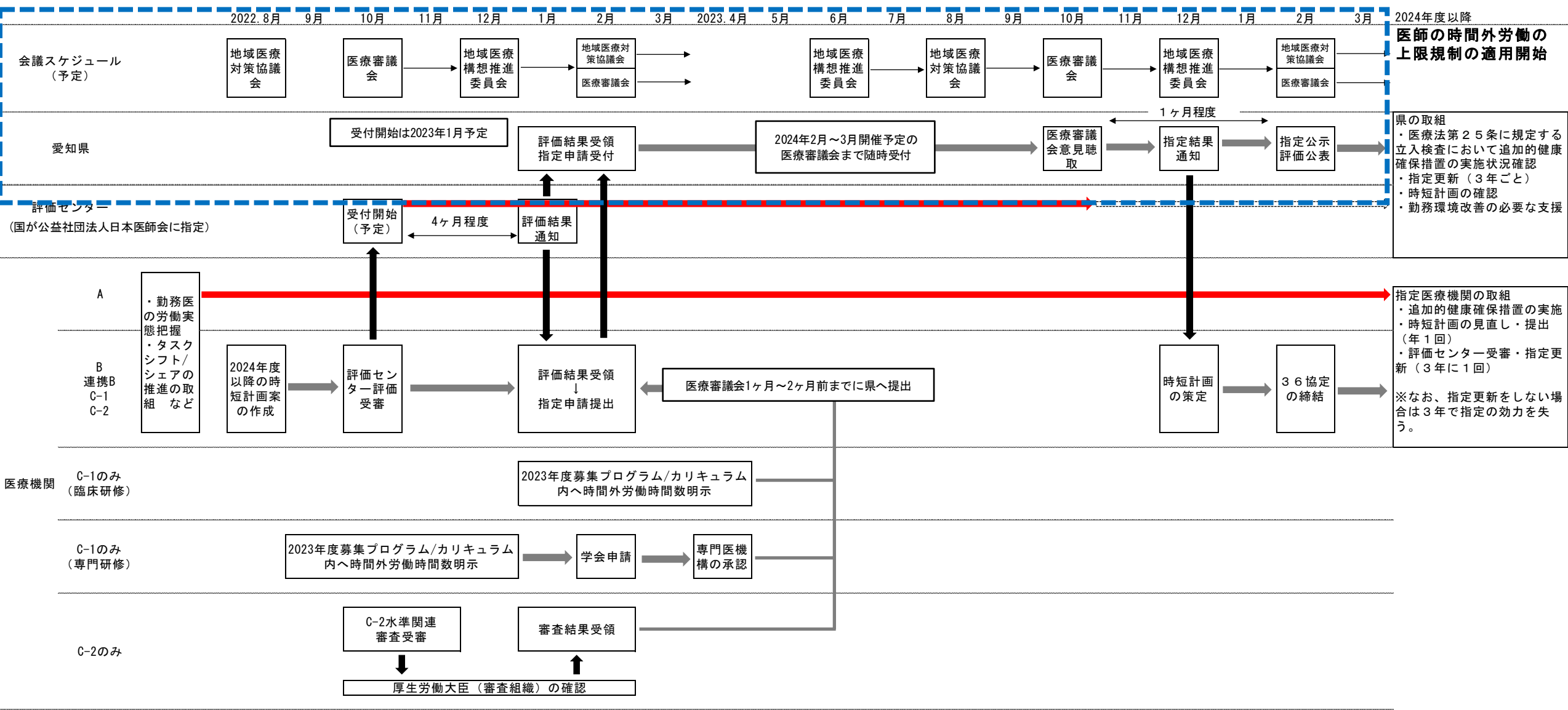
計画・申請書については医療機関でとりまとめて申請してください。

③審査結果の受領

◇評価センター受審時に厚生労働大臣（審査組織）の確認まで得ている必要はございませんが、県への指定申請時には確認を受けておく必要があります。

◇C-2水準の指定申請については、申請時点でその分野におけるC-2水準適用該当医師がいない場合でも申請が可能です。この場合は、令和6年度以降に、その該当医師が存在するようになった時点で、当該医師の技能研修計画を県へ届け出てください。

愛知県で行うこと



愛知県で行うこと

①評価センターから評価結果を受領

②医療機関からの指定申請の受付（詳細は後日お知らせします。）

※受付開始：令和5年1月頃予定

申請方法：G-MIS（医療機関等情報支援システム）の電子申請 等

③医療審議会で意見聴取

※医療審議会以外にも地域医療対策協議会等の関係会議で協議します。

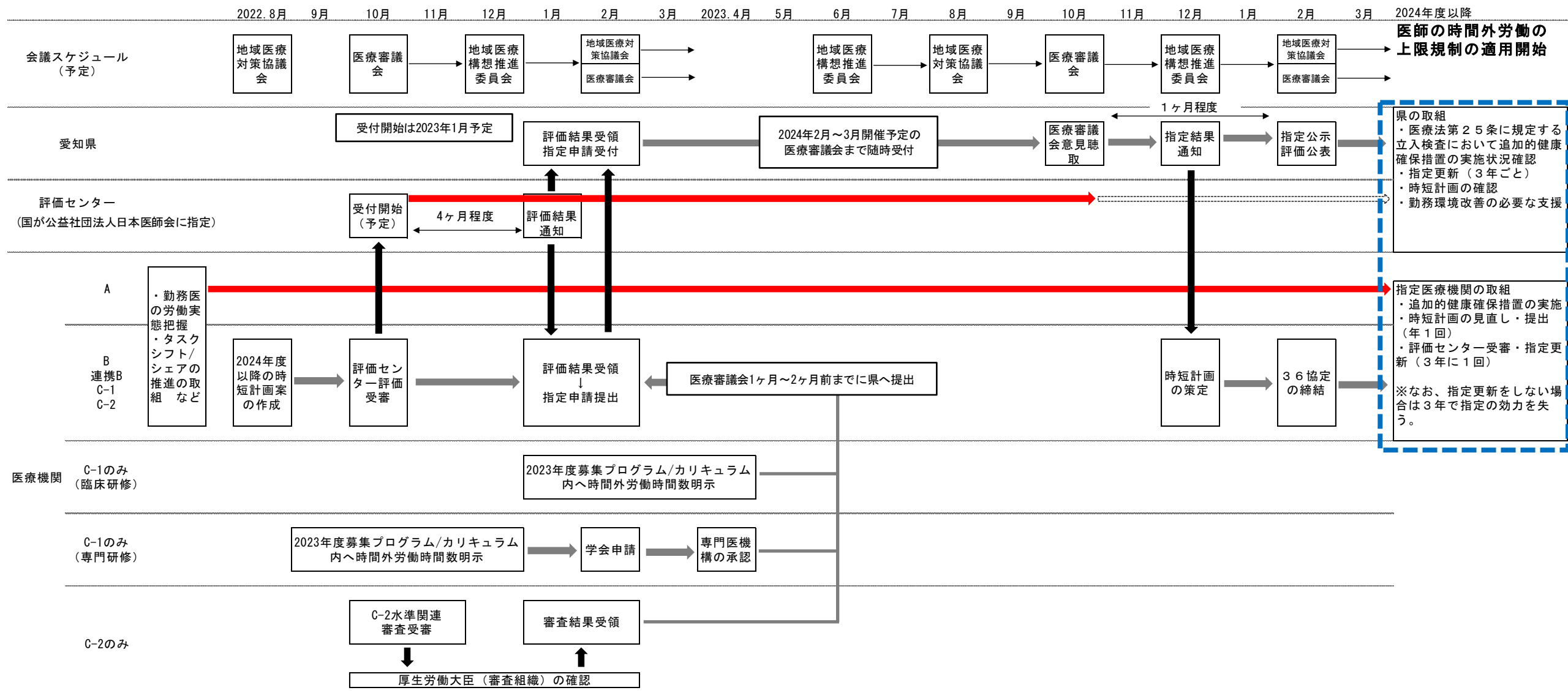
④医療機関へ指定結果の通知

⑤指定の公示・評価結果の公表

※③～⑤は1ヶ月程度を予定しています。

◇なお、会議スケジュールは例年の開催時期をお示ししております。

令和6年度以降に行うこと



令和6年度以降に行うこと

◆指定医療機関の取組

- 追加的健康確保措置の履行
- 時短計画の見直し、県への提出（年1回）
- 評価センター受審、指定更新（3年に1回）
※指定更新をしない場合は、3年で指定の効力を失います。

◆県の取組

- 医療法第25条に規定する立入検査にて追加的健康確保措置の実施状況確認
- 指定更新（3年ごと）
- 時短計画の確認、必要な勤務環境改善の支援の実施

（補足）時短計画について

◇時短計画について、指定の有無に限らず、令和6年4月1日の前日までの間に年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える医師がいる医療機関は、令和5年度末までの時短計画の作成に努めることとされています（努力義務）。

◇時短計画は、G-MISを利用して作成することができる予定です。電子媒体でのダウンロードも可能です。ご利用については、令和5年1月頃を予定しています。